

1. 件名：新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（東海第二）（22）

2. 日時：令和2年7月16日 16時00分～18時10分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 渡邊安全規制調整官 他6名

日本原子力発電株式会社： 担当者14名

東京電力ホールディングス株式会社： 担当者 1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、これまでに提出のあった資料を用いて、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請のうち、水素発生防止機能、共通設計方針及び施設の全体配置に係る設計方針について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

なお、事業者から対面でのヒアリング開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

資料1・・・東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料 <共通>

資料2・・・東海第二発電所 特定重大事故等対処施設 審査会合及び書面審査における指摘事項の回答（水素爆発防止機能）

以上